

平成31年度「20年経験者研修」を実施するにあたって

県立総合教育センター

1 「20年経験者研修実施要項」に関すること

「4 対象」について

ア (1)の「教職経験20年目の者」とは、

本採用より20年目の者をいう。(休職・育休等の除算は行わない。ただし、10年経験者研修、または、中堅教諭等資質向上研修を修了した者とする。)

イ (3)の「参加年度を変更できる者」のエ「その他」とは、

在外教育施設勤務の教員・指導主事・社会教育主事

※上記以外は所管する教育委員会が判断する。

ウ (4)の「20年経験者研修の対象から除外する者 イ 県教育委員会又は市町村教育委員会が認める者 (ウ) その他」とは、

市町村教育委員会が承認した者

エ 他の研修(中期研修会等)と20年経験者研修が重なってしまった場合は、

20年経験者研修を優先する。しかし、同時に受講することも可とする。

2 20年経験者研修に係るQ&A

〈 研修受講対象者 〉

Q1 他県で教職経験3年の後、引き続き本県に移り17年目を迎えた教員は、20年経験者研修の対象者か。

A1 他県あるいは私学での本務教員として経験した年数については、本県での本務教員経験年数に積算する。よって、20年経験者研修の対象者である。

臨時的任用あるいは非常勤講師は、本務教員としての経験年数には積算しない。

〈 校(園)内研修について 〉

Q2 20年経験者研修独自の研究授業をする必要があるか。

A2 様々な研究授業と兼ねてよい。基本的に実施要項のとおりだが、最終的には校長判断とする。ただし、1単位時間以上行うものとする。

ア 授業研究会は1回以上行う。

イ 授業研究会は学校の内外を問わず適任者を指導者とする。

ウ 授業研究会には可能な範囲で校内の他の教員等が参加する。

Q3 養護教諭、学校栄養職員及び栄養教諭が授業研究会に替えて講義等を実施した場合も、学習指導案や研究協議録の提出が必要か。

A3 養護教諭が授業研究会に替えて「健康に関する講義等」を実施した場合や、学校栄養職員及び栄養教諭が授業研究会に替えて「食育に関する講義等」を実施した場合には、「学習指導案」「研究協議録」に替えて講義等で使用した資料を提出する。

Q 4 幼稚園教諭及び保育教諭が、所属園内の人数が少なく、受講者同士での授業（保育）研究会をするにあたっての留意点は。

A 4 原則は1人1回以上の授業（保育）研究とするが、上記の形をとる場合、実施報告書に以下のものを添付して提出する。

授業者：指導案、研究協議録

参加者：各個人で作成した研究協議録、授業（保育）研究会での研究協議の成果を生かした指導案

※様式は自由とするが、研究協議の内容及び反省点など、研究協議の成果を生かした内容で作成すること。

〈 欠席について 〉

Q 5 共通研修を欠席した場合どうするか。

A 5 レポートの提出を課す。

〈 研修の報告・提出用紙等 〉

Q 6 20年経験者研修の対象者報告書、報告書等の様式の電子データは、どこにあるか。

A 6 「埼玉県立総合教育センターのホームページ」→「教員研修」→「H31年次研修手引き」→「20年経験者研修」

※ 電子データは、対象者報告書様式、実施要項、研修実施報告書様式がある。

※ 各種様式は3月下旬までに掲載の予定である。

なお、対象者報告書は、紙ベースとともに、電子データも各教育委員会に提出する。県立学校の場合は、別途通知の方法で報告をする。

Q 7 20年経験者研修の校（園）内研修報告書の提出期日及び提出方法について。

A 7 共通研修で配布のガイダンス資料に示す期日や方法に基づき提出する。

Q 8 学習指導案や研究協議録等の様式はあるか。

A 8 様式は特に定めない。

〈 20年経験者研修の手引き 〉

Q 9 20年経験者研修の手引きは発行するのか。

A 9 発行しない。「20年経験者研修実施要項」については、必要に応じて、埼玉県立総合教育センターのホームページからダウンロードして活用する。（Q6と手順は同じ）

共通研修の日程については、開催通知の添付資料を参照する。各様式については、Q6を参照する。